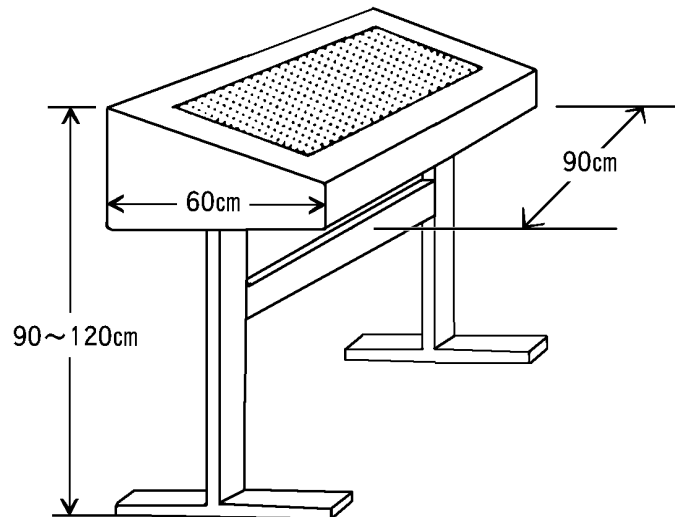


11 案内標示

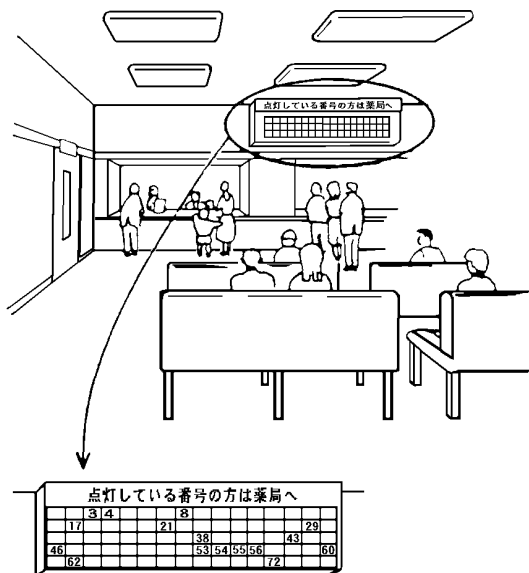
項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
高さ・文字等) (点字表示) (位置表示)	<p>受付等に案内板を設ける場合にあつては、その1以上は、次に定める構造であること。</p> <p>(一) 案内板の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、障がい者、高齢者等がわかりやすいものであること。</p> <p>(二) 点字により表示されていること。</p> <p>(三) 6の項(一)に定める構造の便所を設ける場合にあつては、当該便所の位置が表示されていること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>● 道等から案内設備までの主たる経路を「視覚障がい者利用円滑化経路」とする。</p> </div>	<p>・28ページ参照</p>
<p>(設計上の参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、色彩や明度差などにも配慮する。 ・建物の入り口ロビーには、点字標示した触知式の総合案内板を設ける。 ・車いす使用者用便所の位置を、障がい者シンボルマークなどで表示する。 ・病院や銀行等の呼出しをする窓口には、聴覚障がい者のために、文字による案内装置を設置する。 		

触知式案内板の例



電光表示による案内の例

病 院



銀 行

